

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

No.185

[共通] 問1 次に掲げる災害のうち、消防法第36条第1項に基づく防災管理を要する災害として消防法令上明示されていないものを1つ選べ。

- (1) 放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又は放出のおそれがある事故により生ずる特殊な災害
- (2) 「火薬類取締法」に規定する火薬類の爆発又は爆発のおそれのある事故により生ずる特殊な災害
- (3) 「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に規定する毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又は発散のおそれのある事故により生ずる特殊な災害
- (4) 「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律」に規定する生物剤若しくは毒素の発散又は発散のおそれのある事故により生ずる特殊な災害

[消防用設備等] 問1 次に掲げる設備のうち、消防法令上、消防法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備」に該当しないものを1つ選べ。

- (1) 水バケツ
- (2) 非常ベル
- (3) 連結散水設備
- (4) パッケージ型自動消火設備

[消防用設備等] 問2 非常用コンセント設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 準地下街（令別表第1（16の3）項）で延べ面積が1,000m²以上のものの地階には、非常用コンセント設備を設置しなければならない。
- (2) 非常用コンセントを設置する場合は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けなければならない。
- (3) 非常用コンセントを設置する階においては、その階の各部分から一の非常用コンセントまでの水平距離が50m以下となるよう設けなければならない。
- (4) 非常用コンセント設備には、非常電源を附置しなければならない。

[防火査察] 問1 消防法（以下「法」という。）第4条に基づく立入検査等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第4条に基づく立入検査の実施体制については、火災予防に関する知識、技術等が求められることから、原則とし

て、予防業務専従職員又は予防業務兼務職員を指定し、主として消防活動（警防活動や災害対応）に従事する交替制職員については、指定しないよう配意する必要がある。

- (2) 法第4条に基づく立入検査を効率的・効果的に実施するため、立入検査の当日までに防火対象物台帳等から防火対象物の状況や過去の指導状況等を把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備を行うことは重要である。
- (3) 消防法第36条関係の防災管理に関する規定については、法第4条に基づく資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権を行使することができないため、法第4条に基づく立入検査の際に併せて、防災管理に関する規定に係る適合状況を確認する場合は、相手方の任意の協力に基づき行う必要がある。
- (4) 火災が発生した防火対象物については、直ちに法第4条に基づく立入検査を実施するとともに、再発防止を図るために、火気設備の管理や消防用設備等の維持管理など、防火対象物の実態に応じた重点的な立入検査を実施することは重要なである。

[防火査察] 問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。

- (1) 消防長、消防署長その他の消防吏員は、違反処理の名宛人を特定するため、法第35条の13に基づき保健所に対し、保有する飲食店の営業許可申請者の住所、氏名等を書面により照会することができる。
- (2) 違反調査等で実施する実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいい、実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが実況見分調書である。
- (3) 消防署長名で発動した法第5条の3第1項に基づく物件の除去命令を取り消す旨の判決があった場合においては、法第6条第2項に基づき当該命令によって生じた損失に対しては、時価によりこれを補償する必要がある。
- (4) 法第8条の2の5第1項に該当するホテルが指導に従わず自衛消防組織を置かないので、法第8条の2の5第3項に基づく消防署長名の命令を発動しその旨を公示したが、当該命令が履行されなかったので、同命令違反で告発することとした。

[危険物] 問1 引火性固体に関する次の記述のうち、誤っているものを選べ。

- (1) 固形アルコールその他1気圧において引火点が40℃未満のものをいう。

〔国民保護〕

問1 答 (4)

- 解説 ア 正しい。国民保護法第112条第1項参照。
イ 正しい。国民保護法第112条第5項参照。
ウ 誤り。避難の指示をするにあたり、避難先を明確に示さなければいけないわけではない。市町村長は退避の指示をする場合において、集団で避難させるため、あるいは安全地域を明確にするためなどの理由により必要があると認めるときは、退避先を指示することができる旨を国民保護法第112条第2項で規定している。
エ 誤り。国民保護法第112条第3項参照。市町村長は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
オ 正しい。国民保護法第112条第4項参照。

〔警防〕

問1 答 (5)

- 解説 救助資器材を使った救助活動を行う場合は、安全を確保するため火花の出ない救助資器材を選定する。

消防司令問題解答

〔消防法規〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 300人以上のため、誤り。
(2) 管理権原者のため、誤り。
(3) 管理権原者のため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 表示は任意のため、誤り。

〔消防時事〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
(2) 30分以内のため、誤り。
(3) 消防防災無線の説明のため、誤り。
(4) 同報系のため、誤り。
(5) 該当するため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 第二号法定受託事務の説明のため、誤り。
(2) 正しい。
(3) 是正要求できるため、誤り。
(4) 各大臣のため、誤り。
(5) 法令違反の事務処理をしてはならないことで、誤り。

〔警防〕

問1 答 (5)

- 解説 毒・劇物危険区域の設定は、警戒区域内で人体許容濃度を超える濃度が検出され、かつ警戒区域及び施設関係者等が勧告された区域、災害実態から判断し、人命危険が高いと予測された区域など、指揮本部長が必要と認めた区域とする。

〔救急〕

問1 答 (5)

- 解説 医療機関は、傷病者の受け入れに当たつては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。消防法第35条の7第2項参照。

問2 答 (1)、(2)

- 解説 救急救命士標準テキスト（改定第10版）478頁に、ウツタイン様式について記載されている。

問3 答 (2)、(4)

- 解説 救急救命士標準テキスト（改定第10版）225頁～226頁に、救急受け入れ体制に関する記載がある。

〔予防技術検定模擬テスト解答〕

〔共通〕

問1 答 (2)

- 解説 消防法第36条第1項に基づく防災管理をする災害は、令第45条に規定されており、自然災害（第1号）としては地震だけが定められている。
第2号の毒性物質の発散その他の原因により生ずる特殊な災害としては、規則第51条の3で以下の原因が定められているが、火薬類は定められていない。
①「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に規定する毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又は発散のおそれがある事故により生ずる特殊な災害
②「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律」に規定する生物剤若しくは毒素の発散又は発散のおそれがある事故により生ずる特殊な災害
③放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又は放出のおそれがある事故により生ずる特殊な災害
蛇足だが、規則第51条の3は「、」と「若しくは」や「又は」のルールを学ぶよい事例である。「A、B若しくはC又はD若しくはE」という法文がある場合、「若しくは」は小さくくり、「又は」は大きくくりるので、この法文は「(A、B若しくはC)又

は(D若しくはE)」という構造になる。

規則第51条の3は、

…原因是、

毒性物質(…)
若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、

生物剤(…)
若しくは毒素(…)
の発散、
放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出
又は

これらの発散若しくは放出のおそれがある事故
とする。

と分けて書くと読みやすくなる。

文章の構造が

発散、発散、放出又は「発散若しくは放出のおそれ
がある事故」

となっていることがわかれれば意味がわかるだろう。

[消防用設備等]

問1 答 (3)

- 解説 (1) 水バケツは、令第7条第2項第1号イに掲げられており、消防法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備」に該当する。
- (2) 非常ベルは、令第7条第3項第4号イに掲げられており、同様に「政令で定める消防の用に供する設備」に該当する。
- (3) 連結散水設備は、令第7条第6項で定められている「政令で定める消火活動上必要な施設」であるが、「政令で定める消防の用に供する設備」ではない。
- (4) パッケージ型自動消火設備は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」第2条により、令第29条の4に規定する「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とされている。同設備等は、令第7条第7項により、「政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設」とされているため、同様に「政令で定める消防の用に供する設備」に該当する。

問2 答 (1)

- 解説 非常コンセント設備に関する規定は令第29条の2に定められている。

非常コンセント設備を設置しなければならない防火対象物は、同条第1項で
一 別表第1に掲げる建築物で、地階を除く階数
が11以上のもの

二 別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000m²以上のものとされており、(16の3)項は該当しない。設問(2)と(3)は同条第2項第1号により、設問(4)は同項第3号により、それぞれ正しい。

非常コンセント設備の規定は、高層ビルの建設が解禁された直後の昭和39年7月の改正で追加された。当初は地階を除く階数が11以上の建築物だけが対象だったが、大洋デパート火災(昭和48年11月)後の広範な規制強化の際に地下街も対象に追加され、同時に「非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所」が追加されるなど、建築基準法第34条に非常用エレベーターの設置義務が追加された(昭和45年6月改正)こととの整合も図られている。

(16の3)項は、静岡ゴールデン街ガス爆発事故(昭和55年8月)後の昭和56年1月に令別表第1に追加されたが、非常コンセント設備の設置対象には追加されなかった。(東京理科大学火災科学研究所HP「消防法令改正経過検索システム」参照)

[防火査察]

問1 答 (1)

- 解説 (1) 立入検査マニュアルにより、立入検査の実施体制の構築については、防火対象物の区分等に応じて、消防長又は消防署長が事前に担当する職員を指定しておくことが望ましく、また、担当する職員を指定する場合は、予防業務専従職員又は予防業務兼務職員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制職員を含めた職員を指定することも重要なので、不適当。

- (2) 立入検査マニュアルにより適当。
(3) 立入検査マニュアルにより適當。
(4) 立入検査マニュアルにより適當。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 法第35条の13の主体は、総務大臣、都道府県知事、市町村長、消防長又は消防署長で、消防吏員は主体ではないので不適當。

- (2) 違反処理マニュアルにより適當。
(3) 法第6条第2項に基づき補償は、法第5条第1項又は法第5条の2第1項の規定による命令を取り消す旨の判決があった場合であり、法第5条の3第1項の規定による命令は該当しないので不適當。